

令和4年12月5日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
12番	池田大生	13番	石橋敏伸
15番	末藤正幸	17番	山口昌宏
18番	牟田勝浩	19番	杉原豊喜
20番	江原一雄		

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗
総務係員	佐々野理子
総務係員	笠原良子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育長	松	尾	文雄
総	務部長	山	崎	正和
総	務部理事	諸	岡	利幸
企	画部長	庭	木	淳
営	業部長	古	賀	龍一郎
営	業部理事	黒	尾	聖洋
福	祉部長	松	尾	徹
福	祉部理事	後	藤	英明
こ	ども教育部長	秋	月	義則
こ	ども教育部理事	諸	岡	智恵
ま	ちづくり部長	野	口	和信
環	境部長	山	口	智幸
総	務課長	江	上	新一
企	画政策課長	弦	卷	一寿
財	政課長	藤	井	喜友
会	計管理者	谷	口	勝
選	挙管理委員会事務局長	山	田	英昭
監	査委員事務局長	青	木	博
農	業委員会事務局長	田	栗	和彦

---

**議 事 日 程 第 6 号**

12月5日（月）10時開議

日程第1	第78号議案	武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第79号議案	武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第80号議案	武雄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第81号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第83号議案	武雄市体育施設の指定管理者の指定について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第89号議案	令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第84号議案	武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第86号議案	令和4年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第82号議案	武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第87号議案	令和4年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第88号議案	令和4年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第90号議案	令和4年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第91号議案	令和4年度武雄市下水道事業会計補正予算（第3回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第85号議案	令和4年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

---

開 議 10時

**○議長（吉川里己君）**

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めます。

**日程第1～第6 第78号議案～第89号議案**

日程第1. 第78号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から日程第6. 第89号議案 令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第2回）までを一括議題といたします。

以上の6議案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第78号議案及び第79号議案について、関連しておりますので一括して報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第78号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び第79号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

この2議案は、国家公務員等の給与改定に伴う一般職の職員等及び市議会議員、常勤の特別職の手当等について改定を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、第78号議案及び第79号議案の2件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第80号議案及び第81号議案についても、関連しておりますので一括して報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第80号議案 武雄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

この2議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年年齢を引き上げるものでした。

第80号議案については、定年引上げの幹となる改正となっております。

第81号議案については、定年年齢が引き上げられることに関する条例12件を一括して整備するものと説明を受けました。

審査の結果、第80号議案及び第81号議案の2件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第83号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第83号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市体育施設に関し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであり、指定管理者を公募し、外部委員2名を含めた選定委員会で審査が行われた結果、朝日I&Rホールディングス株式会社を代表とした3社の共同企業体が選定されておりました。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

20番江原議員

**○20番（江原一雄君）〔登壇〕**

まず一点、委員会でどのような資料が提示をされて、委員会で審議されましたかどうかお尋ねしたいと思います。

2点目には、民間企業に指定する理由がどのような説明があったのかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（吉川里己君）**

池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

まず、1つ目の資料についてであります。プロポーザル時の採点の総合ですね、総合採点表を閲覧資料として委員会で提示をされました。

2点目について、民間企業を含めた公募をかけられた理由ですね。この点については、質疑等あっておりませんでしたので、この点については、特に委員会で審議はいたしておりません。

○議長（吉川里己君）

ほかにございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

プロポーザルでの採点の閲覧ということですが、公表できないのか、委員長。公表すべきだと思いますが、執行部に要求して公表してほしいとお願い申し上げますが、いかがですか。

○議長（吉川里己君）

ただいまの質疑については公表しないというふうになっておりますので、詳細については委員会のほうで審議をするということで、委員会審議に付されておりますので、この点については御理解をいただきたいと思ひます。

ほかには質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第89号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第89号議案 令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、会計年度任用職員報酬に不足を生じたことにより11万2,000円を計上するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第78号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第78号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 80 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 81 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 83 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番江原議員

#### ○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 83 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について反対の討論を行います。

先ほど委員長にも質疑をいたしました。驚きました。委員会での資料提示について、プロポーザルについての資料、採点、総合採点についての資料について閲覧だと。何ででしょ

う。全ての市の執行状況の下、市政の姿勢として問われているのが情報開示じゃないでしょうか。全て市民とともに市政をつくっていく立場が欠落しているのではないのでしょうか。そう言わざるを得ません。

私は、今回のプロポーザルのこうした秘密主義的なことは、市民は許せないと思います。

第2点、これまで指定をされてきました市の体育協会ではなく、なぜ民間企業にされるのか、疑問と不信がますます残ります。

本来、体育施設とは市民のための体育施設であり、市民のためのスポーツの振興を求めるものではないでしょうか。それを支えてきたこれまでの市の体協の指定管理制度でいいのではないのでしょうか。よって、民間企業への指定管理の指定に反対の討論とする次第であります。

**○議長（吉川里己君）**

6番吉原議員

**○6番（吉原新司君）〔登壇〕**

おはようございます。第83号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についての反対の討論がございましたので、賛成の立場での討論をさせていただきます。

先ほど、まず1つ目に、情報開示というところが出ましたけれども、ここは今の武雄市での情報開示に関しては決められたとおり、私たち総務委員会のほうに提示なされましたけれども、その内容でいろんな質問は飛び交いました。しかし、最終的に、これはおかしいというような意見は出ておりません。

そして、2つ目ですね。体協ではない、何で民間なのかというところですがけれども、民間であろうとも、体協であろうとも、民間活力を活用するという今の武雄市の姿勢もございしますので、これが体協にこだわらなくてもいいんじゃないかというふうに感じております。

そして、委員会の中でもいろんな意見は交わされました。しかし、プロポーザルも民間の方を入れての透明性のあるプロポーザルでやっているということもお聞きしておりますので、この83号に関して賛成の立場で討論とさせていただきます。皆様の御賛同よろしく願います。

**○議長（吉川里己君）**

討論をとどめます。

これより第83号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕



起立多数であります。よって、第 83 号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 7・第 8 第 84 号議案・第 86 号議案

日程第 7. 第 84 号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について及び日程第 8. 第 86 号議案 令和 4 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 84 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 84 号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定についての審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市図書館・歴史資料館については、指定管理者制度を導入して管理運営を行っているが、令和 5 年度からの指定管理者を公募し、選定委員会において公募型プロポーザル方式による審査が行われた結果、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が選定され、10 月 19 日の教育委員会において指定管理候補者として決定されたもので、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までであると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

20 番江原議員

#### ○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

今回の指定管理料が 5 年で 9 億 4,976 万 5,000 円と、債務負担行為が 9 月議会で提案されておりますが、令和 4 年度の指定管理料は 1 億 7,803 万円です。5 年間の指定管理料を 5 年で割りますと、1 億 8,995 万 3,000 円となるのではないかと思います。その 1 年分のそれぞれを差し引きますと、1,192 万円増がかかるようになっております。

この点について委員会で審議されたのかどうかお尋ねします。

2点目に、この間、武雄市図書館・歴史資料館のCCC社への指定管理の中で、目的外使用料として販売コーナー、物品、書籍コーナーの半額免除の件を私は問題にしてきましたけれども、半額免除の件について全額免除の措置を取るべきだと思いますが、そうした点について質疑されたのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

ただいまの1点目の債務負担行為については85号議案のほうで質疑をお願いいたします。  
はい、どうぞ。

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

今、江原議員から指摘のありました質問に関しては、委員会においては質疑等行われておりません。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第86号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第86号議案 令和4年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ790万円を追加し、総額59億5,833万2,000円とするもので、歳出の主なものとして、レセプトの審査件数の実績に応じて佐賀県国保連合会へ支払う診療報酬審査支払手数料160万円及び一般被保険者高額療養費630万円で、財源として県から普通交付金の交付がなされると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第84号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20番江原議員

## ○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 84 号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について、反対の討論を行います。

第 1 に、2013 年、平成 25 年 4 月に C C C に民間委託されて 10 年を経過しようとしています。10 年前、2012 年、平成 24 年 5 月 4 日、前市長が東京代官山で、蔦屋書店で C C C 社と基本合意したことを発表しました。市民はこのことをテレビや新聞で知らされ、寝耳に水の実態でした。この前市長による独断専行は忘れるわけにはいきません。（発言する者あり）

図書館・歴史資料館がどのように変わったか、私は、さきの 6 月議会でのある議員の一般質問で明らかになったように感じました。

「例えばこの武雄市図書館ですね、私はいろいろなお客さんを案内する場合には必ず武雄神社の楠と、このスタバ、コーヒーを飲みながら、武雄市図書館に行くわけなんですよ。」まさに今の武雄市図書館・歴史資料館の姿の一面を示しているのではないのでしょうか。

一方で著しいのは、図書館機能の役割が、本館での貸出しが低下しているのが一方の現実です。

第 2 に、この間 C C C 社は指定管理者として運営してきました。この約 10 年の決算状況を見ますと、2013 年、平成 25 年、3,065 万円の赤字収支報告をされております。その後、毎年低下はしておりますが、1,711 万、796 万、727 万、209 万、3 万、1 万、3 万、昨年度実績 5 万円の赤字が収支報告として公表されておりますが、合計しますと 6,525 万 290 円の収支赤字となっています。

しかし、目的外使用の部分で販売している商品では担当者が語っておられます、民業部分は黒字だと。

私は、9 月議会の決算でも主張しましたが、目的外使用料の半額免除はやめて全額徴収すべきであります。

反対の理由の第 3 に、併設した機能である蘭学館がなくなりました。しかし、武雄蘭学の宝 2,204 点が、2014 年、平成 26 年 8 月 21 日、国の重要文化財に指定されたのは武雄の宝であります。

現在、武雄、鍋島家洋学関係資料保存活用支援事業が進められています。今こそ蘭学館の復権を、武雄蘭学の常設展示の、展示場の復権を望んでいる多くの市民の声に応えるべきだと考えるものであります。

以上 3 点について指摘しましたが、これを行うためにも民間委託を中止して、市直営の武雄市図書館・歴史資料館にすることを求め、武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について、反対の理由といたします。

## ○議長（吉川里己君）

17 番山口議員

### ○17 番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の討論をする前に、さっきの質問の中で免除と徴収の入れ替わりの間違いがありましたので、指摘、よろしく願いしておきます。

賛成討論をします。

図書館・歴史資料館の指定管理者については、開館以来、大盛況の図書館・歴史資料館であります。反対と言われる理由について、特に見当たりません。よって、皆様方の賛成を求め、賛成討論といたします。

### ○議長（吉川里己君）

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。よって、第 84 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 86 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第 9 ～ 第 13 第 82 号議案～第 91 号議案

日程第 9. 第 82 号議案 武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例から日程第 13. 第 91 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）までを一括議題といたします。

以上の 5 議案は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 82 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 82 号議案 武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は国の上位法である特定優良住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部の改

正により、児童福祉法に基づく里子及び都道府県知事が定める者も入居の要件を満たすこととされたことにより同条例を改正するものであり、第2条第2項に国が定める同居親族等の定義を追加し、第2項を第3項に改め、条文上の表現を同居親族等に改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第87号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第87号議案 令和4年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、給与改定等及び職員の異動等に伴う増減、また、債務負担行為として令和5年度4月22日から25日の記念競輪開催に係る臨時仮設投票所等借上料について755万6,000円を計上するものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第88号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第88号議案 令和4年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、1款1項1目 給湯事業費、10節 需用費について、B泉源機械室内の照明器具取替えとエントランスの給湯メーター取替費用をお願いするものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第90号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 90 号議案 令和 4 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的支出 1 款 1 項 1 目、原水及び浄水費、19 節、動力費 171 万 6,000 円は、電気料金の高騰に伴い、第 3 浄水場及び庭木取水場の動力費の補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 91 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 91 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、電気料金高騰に伴う増額補正、令和 4 年度の人事異動及び給与改定に伴う職員給与費等の補正、また、企業債償還金 611 万 8,000 円は、過疎債の充当率の誤りにより繰上償還が必要となったため補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 82 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 87 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 90 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 14 第 85 号議案

日程第 14. 第 85 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 85 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、全体的な部分で、職員の人件費として給与改定や職員の異動等によるものが計上されておりました。

そのほか 2 款 1 項 4 目 10 節、需要費では、燃料価格の高騰などにより庁舎電気使用料に不足が生じることから、その不足分として 1,173 万 9,000 円が計上されておりました。

また、10 款 6 項 2 目 17 節、新体育館備品購入費では、来年完成予定の武雄市民体育館に設置する備品購入の費用が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 85 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 1 項 2 目、予防費では、制度改正により新型コロナワクチンの接種対象者が拡充されたことに伴い、接種体制確保事業 4,511 万円を計上しているとの説明を受けました。

また、債務負担行為として、ICT 教育システムについて佐賀県と連携等実施型を行うための令和 5 年度分の保守業務委託料 1,706 万 6,000 円及び武雄市図書館・歴史資料館の令和 9 年度までの指定管理委託料 9 億 4,996 万 5,000 円の追加をお願いするものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。

20 番江原議員

**○20 番（江原一雄君）〔登壇〕**

債務負担行為の報告がありましたが、指定管理料が総額で、5 年分で 9 億 4,996 万 5,000



円と。これを5年で割りますと、1億8,999万3,000円ということで、令和4年度の指定管理料から1,196万円の増であります。

この増の中身について審議されたかどうかお尋ねします。

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

特に委員会での審議はあっておりません。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第85号議案 令和4年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4款2項1目、環境衛生費、18節、負担金補助及び交付金300万円は、市民が行う省エネ家電への買い替えについて1世帯1万円を上限に補助を行うものとの説明を受けました。

また、7款1項2目、商工振興費、12節、委託料1億7,962万8,000円は、物価高騰による影響を受けた事業者や家庭支援を目的に「たけお生活応援券」を発行するもので、委託先については経験されたことがあるような市内事業団体の方にお声がけし、仕様書についてはできるだけ市内事業者からなどの明記をしていくとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

失礼しました。先ほどの江原議員からの質疑に対してですけれども、保守業務の委託料1,706万、増加について、ウッドショック等により1,300万円の費用が増加しているということで、委員会の中で説明がっております。大変失礼いたしました。追加いたします。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

20番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

5年間で1,196万円って私、言いました。提案されているのは、総額で5年分の9億4,996万5,000円です。これ全部、増えた分、ウッドデッキですか。（「ウッドデッキってなんですか」「ウッドショックです」と呼ぶ者あり）ウッドショック、失礼。ウッドショック。中身について詳細に御報告ください。

○議長（吉川里己君）

朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

ウッドショックにて、ちょっと正確に数字を覚えておりませんが、1,300万円程度ということで、それが毎年影響をするということです。

それで、その他の詳細については、委員会ではそのことのみが言及されております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

ちょっとそれ、説明おかしいですよ。

5年分として提起しているんですから、そんな毎年毎年ね、そんな利用されるって、ちょっと説明ちゃんとしてください。お願いします。

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

今の件については、委員会の中ではそれ以上の議論はあっておりません。

以上です。

○議長（吉川里己君）

質疑をとどめます。

ここで、第85号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。討論ございませんか。

20番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第85号議案 令和4年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、反対の討論を申し上げます。

第3表債務負担行為補正。一つ、武雄市体育施設指定管理料、令和5年度から令和9年度まで6億3,175万円。2点目に、武雄市図書館・歴史資料館指定管理料、令和5年度から令和9年度、9億4,996万5,000円の債務負担行為に対して反対するものです。

反対の理由については、83号議案、84号議案について反対の理由を申し上げ、討論をいたしたところです。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

6番吉原議員

○6番（吉原新司君）〔登壇〕

先ほど、指定管理のほうの債務負担のほうの6、体育施設ですね。体育施設指定管理のほうの6億3,175万円に関して反対の討論がなされました。

以前、委員会のほうで年間当たりの指定管理料金を選定されて、内容等々も示されておりました。そのとき委員の中からはいろいろな質問ございましたけれども、今回の指定管理料の中には、これまでより上乘せしてお仕事、伐採であるとか、駐車場の管理であるとか、これまでは体協のほうでやられていないところまでやられるということで、前の金額よりもアップしているという説明は受けております。そこに対して委員会の中でも特段、これはおかしいというような意見も出されておられません。

その旨、この債務負担の料金に関して賛成の立場での討論といたします。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

2つの所管で反対討論がありましたので、今、もう一つのほうを吉原議員がお答えになりました。

もう一つの図書館の件がありまして、私自身、図書館の建設委員をずっとさせていただきました。ちょうどいい機会ですので、図書館の歴史をちょっとだけ話させてください。

図書館は昔、副島病院の跡地を使ってやっております、そういうときに、不便だということで、新しい図書館を造ろうということで始まりました。石井前市長時代の話です。（発言する者あり）

江原議員、静かにお願いいたします。江原議員、江原議員、江原議員。静かにお願いします。

○議長（吉川里己君）

討論を続けてください。

○18番（牟田勝浩君）（続）

そういう中で、新しい図書館を石井前市長時代に造るということで始まりました。

そういうときに、今までの市立図書館でその後来ましたが、市立図書館は毎週火曜日休み、週1回の休みがあって、毎週火曜日休み、月1回の休みがありました。閉めるのも、6時で閉館していました。それじゃあいけないということで、CCCに委託して、365日延

長してやったという経緯があります。

そういう中で、先ほどの約1,000万プラスアルファの分の値上げの債務負担行為が出ておりますけれども、今現時点で、消費者物価指数は今日現在で多分4%前後だと思います。人件費、先ほどウッドショックのことも言われましたけれども、さらに光熱水費とか、いろんなもののプラスもあります。

私は、これは妥当だと思い、この債務負担行為は十分説得力があるものだと思って、賛成の立場で賛成いたします。皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第85号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第85号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第15 閉会中継続調査申出について

日程第15. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもって、令和4年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 10時54分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議長 吉川里己

〃 副議長 松尾初秋

〃 議員 古川盛義

〃 議員 石橋敏伸

〃 議員 牟田勝浩

会議録調製者 川久保和幸

## 議長 の 諸 報 告

1. 地方自治法第199条の規定による監査結果報告を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年10月11日付 会計課、企業立地課、こども家庭課、選挙管理委員会事務局
- (2) 令和4年10月19日付 広報課、財政課、秘書課、総務課
- (3) 令和4年10月27日付 市民協働課・男女参画課、議会事務局、税務課
- (4) 令和4年11月 7日付 収納課、資産活用課、市民課
- (5) 令和4年11月 7日付 社会福祉法人 武雄市社会福祉協議会(所管課:福祉課・健康課)

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年10月4日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年8月分
- (2) 令和4年10月27日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年9月分

3. 陳情及び議長会の諸会議に次のとおり出席した。

- 10月 4日 国道34号バイパス建設促進期成会要望活動(福岡県)
- 10月14日 佐賀県市議会議長会(鳥栖市)
- 10月19日～20日 第17回全国市議会議長会研究フォーラム(長野県)
- 10月27日 九州市議会議長会第3回理事会(伊万里市)
- 10月31日～11月1日 全国競輪主催地議会議長会臨時総会(富山県)
- 11月 7日～8日 常襲水害地対策期成会・六角川洪水調整池整備促進期成会要望活動(武雄市、佐賀市、福岡県、東京都)
- 11月 9日 全国温泉所在都市議会議長会第101回役員会(東京都)

4. 陳情書及び要望・要請書を次のとおり受理した。

(1) 令和4年9月1日

武雄市若木公民館建設要望書

若木公民館建設促進期成会 会長 山口 武彦

(2) 令和4年11月10日

要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に  
移行することについての意見書提出に関する要望書

公益社団法人 認知症の人と家族の会

佐賀県支部 代表 小池 美鈴